

福岡県公報

平成二十七年四月三日
第三千六百八十二号
増刊 ①

目次

再掲

○福岡県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

(障害者福祉課) ……………一

再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二十二号

福岡県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

細則の一部を改正する規則

福岡県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成十九年福岡県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第九条の見出し中「等」を削り、同条中「及び自立支援医療(精神通院医療)自己負担上限額管理票(様式第十七号)」を削る。

様式目次中

〔様式第十六号〕 自立支援医療受給者証(精神通院 第九条第

医療)

二項

様式第十七号 自立支援医療(精神通院医療)自 第九条第 九

様式第十八号

己負担上限額管理票 二項
却下決定通知書(精神通院医療) 第九条第 二項

〔様式第十六号〕

自立支援医療受給者証(精神通院 第九条 医療)

付表

自立支援医療(精神通院医療)自 第九条 己負担上限額管理票

に改める。

様式第十七号

削除

様式第十八号

却下決定通知書(精神通院医療) 第九条

様式第十六号を次のように改める。

様式第16号（第9条関係）

自立支援医療受給者証（精神通院医療）（一）			
公費負担者番号			重度かつ継続
自立支援医療費 受給者番号			
受 診 者	フリガナ 氏 名		
	性 別	生 年 月 日	
	住 所		
	被保険者証 の記号及び 番号		
	保険者名		
保 護 者 受診者が18歳 未満の場合記入	フリガナ 氏 名		続 柄
	住 所		
自己負担上限額	月額		円

自立支援医療受給者証（精神通院医療）（二）

指 定 医 療 機 関 名	種別	名称・所在地・電話番号	
「自立支援医療受給者証（精神通院医療）（三）」に続く。			

有効期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
------	-------------------

支給要件の 確認方法		次回更新時の 診断書要否	
---------------	--	-----------------	--

上記のとおり認定する。

福岡県精神保健福祉センター所長

年 月 日

印

備 考

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条の規定に基づく自立支援医療費の支給を受ける場合には、この受給者証を指定自立支援医療機関に提出してください。
- 2 受給者証に記載してある受診者の氏名、住所、保護者の氏名、続柄、住所及び保険の種類が変わったときは、受診者の居住地を管轄する市町村長を経由して、福岡県知事に届け出てください。
- 3 受給者証に記載してある自己負担上限額、指定自立支援医療機関に変更がある場合、または指定自立支援医療機関を追加されたい場合は、あらかじめ受診者の居住地を管轄する市町村長を経由して、福岡県知事に変更申請をしてください。
- 4 継続して申請するときは、有効期限の終了する3か月前から1か月前までの間に申請してください。
- 5 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に福岡県知事に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、福岡県を被告として（訴訟において県を代表する者は県知事となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第十七号を次のように改める。

様式第十七号 別添

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による自立支援医療受給者証(精神通院医療)及び自立支援医療(精神通院医療)自己負担上限額管理票(以下「自立支援医療受給者証等」という。)は、当該自立支援医療受給者証等の有効期間の満了する日までの間は、この規則による改正後の様式による自立支援医療受給者証等とみなす。